事務所通信　No.279　　平成３１年１月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

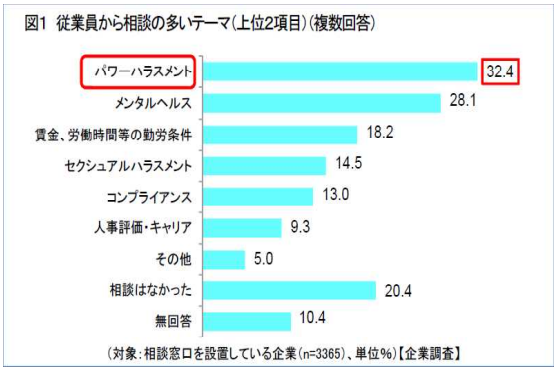
明けまして
おめでとうございます
本年も宜しくお願い申し上げます



◆パワハラ防止対策、企業に義務化へ◆

パワーハラスメント（パワハラ）が社会問題化している現状を踏まえ、企業に防止措置を講じるよう法律で義務付ける動きが進んでいます。

職場でのパワハラ問題は深刻であり、都道府県労働局への相談は6年連続で最多でした。また、平成29年度はパワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」の相談が7万件以上ありました。



厚労省によると、新たな法律を制定するのではなく、労働者の安全と健康を守る労働安全衛生法などの改正を検討しています。

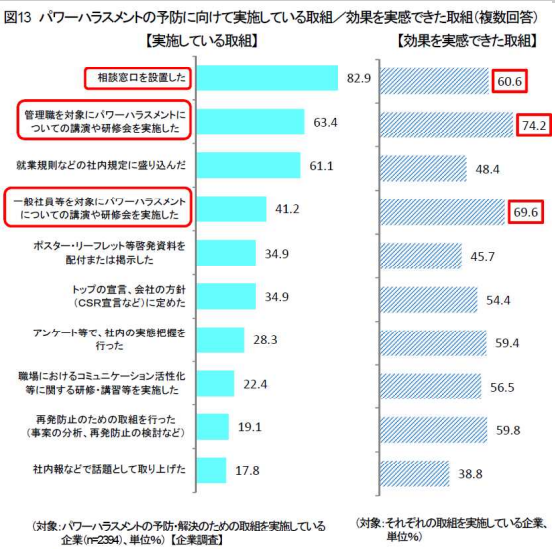
●パワハラ法制化のポイント

・パワハラ防止措置を企業に義務付け
（例）相談窓口の設置、社内研修・調査体制の整備、プライバシーの保護
・悪質な企業は、企業名を公表
・指針で、「業務上の指導」との線引きを例示
・対応が難しい中小企業への支援
・紛争が起きた場合の裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の活用
＊具体的な措置は指針で示される予定です。

●職場のパワハラの行為類型は以下のとおりです。（ただし、職場のパワーハラスメントのすべてを網羅するものではありません。）

（1）身体的な攻撃（暴行・傷害）
（2）精神的な攻撃（脅迫・暴言等）
（3）人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
（4）過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
（5）過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない）
（6）個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）

●パワハラをなくすための取組例



効果が高い取り組みとして従業員向けの研修の実施を挙げる企業の割合が高く、また複数の取り組みを行うことも解決につながります。弊所でもパワーハラスメントセミナーを開催予定ですので是非ご参加下さい。



◆年次有給休暇管理簿◆

●年次有給休暇管理簿とは？

今年4月1日施行になる有給休暇付与義務5日に伴い、年次有給休暇管理簿の作成も義務付けられました。

●管理簿に記録する項目

1. 年次有給休暇を取得した時季
2. 取得した日数
3. 基準日（毎年、有給休暇を付与する日）

上記3項目を個人別に作成し、3年間保管しなければなりません。実際には労働者の勤続年数、前年から繰り越された有給休暇の日数等も記載することになります。

●年次有給休暇管理のポイント

管理の煩雑化を避けるため基準日を揃える等の対応もご検討下さい。また、管理簿は作成が義務付けられるので監督署調査における確認書類となります。有給休暇管理簿の作成を弊所でも承ります。自社に合ったオーダーメイドでの作成も可能ですので、興味のある方は是非お問い合わせ下さい。（お見積もりは無料です。）


年次有給休暇管理簿

2018年度

フルタイムの方は7日に設定してください

社員番号	氏	名	所属	雇用形態	入社日	勤続	週所定労働時間30時間未満	週所定労働日数	付与日	出勤日数実績	① 繰越	① 法定付与日数	② 実付与日数	①+② 有休合計

◆【賃金調査】2018年初任給の結果公表（厚労省）

●大学卒及び高校卒の男女の初任給は、大学卒の女性を除き、前年を上回りました。

大学卒	高校卒
男性 210,100円（前年比 1.1%増）	男性 166,600円（同 1.5%増）
女性 202,600円（ 同 0.7%減）	女性 162,300円（同 2.5%増）

○企業規模別にみた初任給 男女計の初任給を企業規模別にみると、

男女計	大企業	中企業	小企業
大学卒	210,500円（前年比0.2%減）	204,200円（同0.8%増）	200,000円（同0.2%増）
高校卒	166,500円（前年比1.5%増）	164,000円（同2.1%増）	165,200円（同1.8%増）

【詳しくは】https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/18/index.html

◆働き方改革法改正スケジュール◆

◆いよいよ今年4月より働き方改革関連各法が順次施行されます。

	大企業	中小企業
2019年4月施行	年5日間の年次有給休暇の取得	
	勤務間インターバル制度の導入促進（努力義務）	
	労働時間の客観的な把握 フレックスタイム制の拡充	
	高度プロフェッショナル制度の創設	
	残業時間の上限規制	
2020年4月施行	公正な待遇の確保	残業時間の上限規制
2021年4月施行		公正な待遇の確保
2023年4月施行		月60時間超の残業の割増賃金率引き上げ

＊上記を踏まえ今から準備に取り掛かりましょう

◆以下のチェック項目で現況を把握して下さい。

□全ての従業員が年次有給休暇を年5日以上取得している。

□有給休暇を従業員ごとに管理している。

□管理職や裁量労働制が適用される人を含む全ての従業員の労働時間をタイムカード等で把握している。

□時間外労働は月45時間、年360時間の範囲内である。

□残業・休日出勤が必要なので36協定を締結、届出している。

＊1つでもチェックがなければ今後も注意が必要です。

◆残業時間の上限規制、有給休暇付与義務、同一労働同一賃金など"働き方改革"を進めることは難しい点も多いと思われます。ただ、今後労働力人口が増えない中で関連諸法律を守ることは、離職率の減少や働き手の確保にも繋がります。

◆今年も事務所通信、各種セミナー等で皆様に役立つ情報をお伝えして参ります。

篠

■ 拾い読みの読書

劣化するオッサン社会の処方箋
なぜ一流は三流に牛耳られるのか

著　者／　山口周　　760円＋税
出版社／　光文社新書

▲P9 本書におけるオッサンの定義・・・①古い価値観に凝り固まり、新しい価値観を拒否する ②過去の成功体験に執着し、既得権益を手放さない ③階層序列の意識が強く、目上の者に媚び、目下の者を軽く見る ④よそ者や異質のものに不寛容で、排他的

▲P56 社会で実権を握っている権力者に圧力をかけるとき、そのやり方には大きく「オピニオン」（おかしいと思うことについてはおかしいと意見すること）と「エグジット」（権力者の影響力から脱出すること）の二つがあります。

▲P59 「オピニオン」と「エグジット」でキャリアが危険にさらされる・・・汎用性の高いスキルや知識などの「人的資本」と、信用や評判といった「社会資本」を厚くすることで、自分の「モビリティ」を高めるしかありません。

▲P147 米人材育成研究機関『70:20:10の公式』・・・個人の能力開発の70%は、実際の生活経験や職業上の経験、仕事上の課題と問題解決によって発生・・・『直接学習』。次の20%は、職場や学校などで、模範となる人物から受ける薫陶や観察と模倣から起こる・・・『間接学習』。残り10%が学校や研修などのフォーマルなトレーニング・・・「能力開発」。・・・結局のところ「職場で良い経験をする」ことが個人の成長にとって決定的に重要・・・。人材が育成できていない・・・「良い業務経験」を積ませられない・・・。良い業務経験を積めるような重要ポジションに年長者が居座って全然どかないからです。

■ １月のミニミニ・セミナー

『易しい労務管理知識』

▲ 採用から退職までの社会・労働保険、労働基準法実務を解説します。
▲ 平成31年1月17日（木曜日）午後1時30分～
▲ 講　師：弊所スタッフ　平野聖士
▲ 会　場：篠田パートナーズ事務所
▲ 対　象：企業経営者及び人事担当者
▲ 定　員：先着10名
▲ 受講料：無料
▲ 申込み：当事務所までご連絡下さい。

★２月の予告★

『総務の仕事（人事・労務編）』

▲ 専門的な知識を多く必要とする部署です。総務担当者なら知っておきたい基礎知識について解説します。
▲ 平成31年2月19日（火曜日）午後1時30分～
▲ 講　師：　弊所スタッフ　伊藤奈保子

新入社員研修のご案内

★仕事の知識・技術の修得前に、社会人としてのマナー、心構えを教え、「聴く耳」を磨いてお返しします。多数の参加をお待ちしています。

★日　時　：平成31年3月19日・20日（火・水）
午前8時45分～午後５時
★場　所　：新発田市五十公野公園内
「サンワークしばた」
★プログラム
１９日「企業人としての基礎」徹底理解！
２０日　学生気分払拭！「３０kmハイク」
（雨天、荒天、吹雪決行！！）
☆どちらか１日の参加も可能です。
★講　師　：篠田パートナーズ事務所　スタッフ
★参加費　：一人　１２，０００円 ＋消費税

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (279号)

■ お金 (H30.11.22)

▲「権力は腐敗する、絶対的権力は絶対に腐敗する」は、イギリスの歴史家・アクトンの格言であるが、予てから北の若大将、アメリカの金髪おじさんなどから日本の小山(おやま)の大将までの「権力者」の去就を注目しているところであったが、11月19日夜、日産・カルロス・ゴーン会長が東京地検特捜部に有価証券報告書虚偽記載容疑で逮捕されたという突然のニュースは、「あなたもか！」と人の心の弱さを悲しんだ。

▲経営危機に陥った日産自動車を、強力なリーダーシップでＶ字回復させ、世の賞賛を浴びた氏でも陥った独善、欲の罠。表に出た報酬が５年間で約50億円、こんな大金を貰ってもまだ50億円隠した上に、会社の資金で４カ国に豪華住宅を設けさせ、豪華家族旅行に行ったりと不正経理、公私混同が問われている。

▲数年前、東京都知事が公私混同で辞任に追い込まれたが、そのみみっちさを際立たせて記憶を蘇らせる額である。

▲「今のうちに貧乏しておけ、金持ちになったら忙しい」は“佐賀のがばいばあちゃん”の言葉。年間20億円使うとすれば相当の体力がいることだろう。尤も、その金は貯め込んで生活・遊興費は会社の金とあれば、「聖徳太子も死んだし、徳川家康も死んだ。うちのじいちゃんも死んだばい。そして私もいつか死ぬ。それまでは一生懸命や」・・溜め込んでも、あの世へは持って行けない金と思うのは持てない者の僻(ひがみ)ではあるが・・。

▲「金はあると便利です。無いと不便です。あるといいな」・・年末ジャンボでも買おうかな？

■ 平成３０年暮れ (H30.12.17)



▲平成最後の年も暮れようとしているとき、日々の天気、時間毎の予定、来訪者の氏名、業務や相談内容、その日の出来事、そして朝夕のウォーキングの記録などが記されている手帳でこの一年を振り返っている。

▲正月はいつものように初詣、箱根駅伝テレビ観戦、後は飲んで、寝て、食べて・・・それも１月５日の仕事始めには、待ち構えたように休み中に起きた出来事への相談が立て続けで、正月気分も一気に吹き飛んだ記憶が手帳から蘇る。

▲「公私ともに様々な出来事があった」との感慨の中で取り立てて見れば、第一には、６月に行った「心臓ペースメーカーの交換手術」。手術前のリスク説明は主治医の腕を信じ、仕事のことは事務所の役・職員の力を信じて、何の心配もなく入院10日間で無事生還。

▲第二は、「自宅新築」。春から建築を開始し、８月２日に引き渡しを受けて引越し。幹線道路から二本路地に入った静けさと、断熱効果の進歩による快適さを実感しているが、約半年間、打合せなどで仕事を中断することも多々あった。

▲第三は、11月に行われた「新発田市長選挙」。似合わないこととはいえ、三選を目指す友人のためと言うよりも、この街を良くしようと情熱を燃やし、その可能性がある候補者が友人であったがための支援である。約１ヶ月間、ほぼ選挙対応に費やした時間を、これも役・職員が事務所を良く守ってくれたと感謝している。

▲そして今、私が不在の間、事務所を守った３人の後継者とそれに協力する職員を見て、頼もしさを感じ、嬉しさを覚える年の暮れである。